



第 14 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

令和 2 年 12 月 4 日 開会

令和 2 年 12 月 11 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 4 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
12 月 5 日	土	休 会	休 会
12 月 6 日	日	休 会	休 会
12 月 7 日	月	休 会	委員会
12 月 8 日	火	休 会	委員会
12 月 9 日	水	本会議	一般質問
12 月 10 日	木	本会議	一般質問
12 月 11 日	金	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論・採決・ 提案理由の説明・質疑・討論・採決・閉会

黒潮町告示第 106 号

令和 2 年 12 月第 14 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 11 月 27 日

黒潮町長 松 本 敏 郎

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 令和 2 年 12 月 4 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和2年12月4日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番		3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番	澳 本 哲 也	11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

矢 野 依 伸

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	宮 川 茂 俊	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	川 村 一 秋
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	川 村 雅 志
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	土 居 雄 人
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 課 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	橋 田 麻 紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1 番 小 永 正 裕

3 番 山 本 久 夫

令和2年12月第14回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和2年12月4日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第57号から議案第66号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 57 号	黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号	黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 59 号	黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 60 号	黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 61 号	黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 62 号	黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 63 号	黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 64 号	黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例の制定について
議案第 65 号	令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 66 号	令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について

議 事 の 経 過

令和2年12月4日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和2年12月第14回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告をします。

矢野依伸君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

次に、報告第44号から46号までが監査委員から提出されました。

議席に配布しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、町長および議長の行動報告については、行動報告書を議席に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和2年12月第14回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、多数のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

9月の定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、第6回地区防災計画シンポジウム、および黒潮町夜間避難訓練について報告致します。

黒潮町では、11月7日に第6回地区防災計画シンポジウムを開催致しました。

黒潮町総合センターを会場に、マスク着用、入場の際の検温、手指消毒、密にならないようにサテライト会場の設置等、新型コロナウイルス感染症への対策を取りながら、約200名の参加により実施致しました。

学校の方からは入野小学校、また、子ども会活動として大方児童館から発表があり、自主防災会からは出口地区、川奥地区、そして昨年の台風19号の千曲川決壊等の被災地の経験として、長野県長野市長沼地区住民自治協議会より活動の報告等がされました。

午後7時から予定しておりました黒潮町夜間避難訓練としては、津波避難・避難所開設訓練につきまして、雨天により避難場所への移動等による事故等が懸念されたことから中止と致しましたが、緊急地震速報によるシェイクアウト訓練につきましては、それぞれのご自宅等によって実施していただきました。

今後は、雨天時の訓練についても安全確保等の検討をしながら、より充実したものとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、Tシャツアート展につきまして報告を致します。

NPO 砂浜美術館主催の T シャツアート展につきましては、例年であれば 5 月のゴールデンウィーク期間に開催し、期間中は 3 万人を超えるお客さまにお越しいただいている、本町を代表する観光イベントとなっております。

本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による感染者の発生リスクを考慮し、10 月 31 日から 11 月 3 日の 4 日間の開催となりました。

開催に当たりましては、国が示したイベント開催の目安、また他のイベントの感染防止対策を参考に、感染予防を徹底致しました。

ご来場の皆さまには、来場者情報の提出や入退場ゲートの区別、体温チェック、マスク着用の徹底などをお願いし、また、運営スタッフの健康管理や出展者の感染防止対策の徹底など、ガイドラインに沿った運営を行いました。

また、ウェブ上での事前受付制を取り入れ、受付時の密集、密接の回避を図りました。

また、商工会でも、T シャツアート展に合わせて多くのお客さまの利用が予想された飲食店、小売店、宿泊施設等に対して消毒液およびマスクを配布してくださり、事業者の皆さまにも感染予防対策にご協力をいただきました。

ご来場の皆さまをはじめ、ボランティアスタッフ、関係機関などの多くの皆さまにご協力いただき、町全体として全国発信を行った T シャツアート展を無事開催することができましたことを、この場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。

以上、行政報告と致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、1 番小永正裕君、3 番山本久夫君を指名致します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 8 日間にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 12 月 11 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 57 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 66 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和 2 年 12 月第 14 回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきましてご説明致します。

今会議に提案させていただきます議案は、議案第 57 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 66 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまでの 10 議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の制定が1件、条例の改正が7件、補正予算が2件の、合計10議案となっております。

まず、議案第57号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、浮津地区に新設しました集会所施設を避難集会所に位置付け、地域住民の交流および災害時における地域住民の迅速な避難、その他の災害対策に係る活動に寄与するための施設として追加するために条例を改正するものでございます。

次に、議案第58号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されることにより、国民健康保険税の減額などについて改正するものでございます。

次に、議案第59号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法の改正が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることにより、延滞金の割合等の特例について用語の見直しを行うものでございます。

次に、議案第60号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法の改正が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることにより、延滞金の割合等の特例について用語の見直しなどを行うものでございます。

次に、議案第61号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法の改正が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることにより、延滞金の割合等の特例について用語の見直しなどを行うものでございます。

次に、議案第62号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、および指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和2年6月5日に公布されたことにより、居宅介護支援事業の事業所の管理者の基準について改正するものでございます。

次に、議案第63号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、民法の改正により、法定利率と固定利率から変動利率に改めるものでございます。

次に、議案第64号、黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例の制定について、説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、新品種新品目栽培に活用する補助事業についての妥当性を審査し、活用の可否を選定することを目的とするため、黒潮町新品種新品目選定委員会を設置するものでございます。

次に、議案第65号、令和2年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億9,891万4,000円を追加し、歳入歳出総額を130億4,981万8,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、総務費では、ふるさと納税寄附金 4 億円の追加に伴うふるさと納税寄附金謝礼や返礼品配送手数料など、2 億 2,403 万 7,000 円の追加。

民生費では、給付対象者の見込増などによる障がい者自立支援給付費、および自立支援医療費の追加など、6,551 万 6,000 円の追加。

衛生費では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の費用など、760 万 1,000 円の追加。

農林水産業費では、菌茸生産施設の乾燥機の改造工事など、888 万 6,000 円の追加。

商工費では、コロナ禍での商工振興ならびに観光振興推進に伴う施設の改修費の支援費などの 3,133 万 1,000 円の追加。

土木費では、県急傾斜事業負担金 301 万 5,000 円の追加。

消防費では、コロナ禍での避難者環境整備備品の購入など、1,078 万 8,000 円の追加。

教育費では、教育ローン利子補給など、299 万円の追加。

災害復旧費では、町道、河川災害など、4,475 万円の追加を計上しております。

これらの歳出に対応するため歳入は、給付金ならびに国県支出金および町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整をしております。

次に、議案第 66 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 322 万円を追加し、歳入歳出総額を 17 億 9,625 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、介護報酬会計等に係るシステム改修によるものでございます。

説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますよう、どうかよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

おはようございます。

それでは、議案第 57 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を行います。

昨年度、浮津地区の高台に、防災活動の拠点としての活用や地域住民の交流の場としての活用などをさせていただくため集会所施設を建設しておりました。

完成後、コロナ禍の影響のため遅れておりました地域でのお披露目も終わり、防災拠点施設となる避難集会所としての利用についての地域住民の皆さまへの周知もできたことから、新設されました集会所施設を避難集会所として位置付けを行うために条例を改正しまして、当該施設の追加を行うものとなります。

議案書および条例案は 2 ページから、また新旧対照表は参考資料の 1 ページに、それぞれ記載をしております。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、参考資料の 1 ページをお開きください。

新旧対照表のとおり、避難集会所の名称および位置を規定する第 2 条に、新設されました集会所施設を浮津避難集会所と名付け所在地とともに表示するものとなり、今後、避難集会所として活用するものとなります。

誠に簡単ではありますが、以上で、議案第 57 号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

ます。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

おはようございます。

それでは、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号の 3 議案について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 58 号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は 4 ページからになります。

改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令、令和 2 年政令第 264 号が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることから、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 2 ページをお開きください。

下線部分が改正箇所となります。

第 23 条は国民健康保険税の減額を定めており、第 1 号、第 2 号、第 3 号は、法第 703 条の 5 に規定する総所得金額および山林所得金額の合算金額を 33 万円から 43 万円に、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しをするものでございます。

4 ページ、附則第 6 項では、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定めており、法第 703 条の 5 に規定する総所得金額を総所得金額および山林所得金額として 110 万円とあるのは 125 万円とするものです。

議案書の 5 ページをご覧ください。

附則第 1 項では、令和 3 年 1 月 1 日から施行としています。

第 2 項では、適用区分を定めています。

以上で、議案第 58 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 59 号の黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。議案書は 6 ページからになります。

改正理由は、地方税法、昭和 25 年法律第 226 号の改正が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることから、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 5 ページをお開きください。

下線部分が改正箇所になります。

附則第 3 条は延滞金の割合等の特例を定めており、特例基準割合を延滞金特例基準割合と用語を見直すものです。

議案書の 7 ページをご覧ください。

附則第 1 条では、令和 3 年 1 月 1 日から施行としています。

第 2 条では、経過措置を定めています。

以上で、議案第 59 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 60 号の黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は 8 ページからになります。

改正理由は、地方税法、昭和 25 年法律第 226 号の改正が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることから、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 6 ページをお開きください。
下線部分が改正箇所となります。

第 6 条は延滞金を定めており、もってを乗じてと、文言修正をするものです。

附則第 2 条は延滞金の割合等の特例を定めており、特例基準割合を延滞金特例基準割合と用語を見直す
ものです。

議案書の 9 ページをご覧ください。

附則第 1 条では、令和 3 年 1 月 1 日から施行としています。

第 2 条では、経過措置を定めています。

以上で、議案第 60 号の補足説明を終わります。

議案第 58 号、議案第 59 号とともに、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 61 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書および条例案は、10 ページ、11 ページに掲載されております。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 8 ページ、9 ページとなっております。

今回の条例改正につきましては、令和 2 年 3 月 31 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律
による地方税法の改正が行われたことに伴い、見直しが必要な箇所を改正したものです。

参考資料 8 ページ、9 ページの新旧対照表に基づき、ご説明させていただきます。

まず、第 9 条の改正につきましては、これまで町税の還付加算金に係る割合を乗じて計算した金額と規定
しておりましたが、上位法である地方税法を規定した方がより適切な規定となるため、書きぶりの改正
をしたものです。

第 12 条の改正につきましては、第 9 条の改正をしたことに伴い、適正な規定文に改正したものです。

附則第 8 項につきましては、地方税法等の一部を改正する法律において特例基準割合の用語自体の見直
しがありましたので、上位法に合わせ必要箇所の改正を行うものです。

附則第 1 項の施行期日は、上位法に合わせ令和 3 年 1 月 1 日とし、第 2 項については、令和 3 年 1 月 1
日前の期間に対応する延滞金について従来どおりとするよう、経過措置を規定したものとなっております。

以上で、議案第 61 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 62 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書および条例案は、12 ページ、13
ページに掲載されております。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 10 ページ、11 ページとな
っております。

今回の条例の改正につきましては、令和 2 年 6 月 5 日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関
する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一
部を改正する省令が交付されたことによるものとなっております。

前者の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準につきましては、町が条例で定める際の
従うべき、または参酌すべき基準となっていること、および後者の指定居宅サービス等の事業の人員、設
備及び運営に関する基準の一部を改正する省令につきましては、平成 30 年度の改正の際に経過措置を定め
るものですので、今回の一部を改正する省令の交付により、町の条例の一部を改正する必要が生じたもの

です。

参考資料 10 ページ、11 ページの新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、第 4 条第 2 項の改正につきましては、平成 30 年の改正において、平成 33 年 4 月 1 日から居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とするよう規定しておりましたが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を居宅介護支援事業所の管理者とすることができるよう改正するものです。

附則第 2 項の改正および第 3 項を加える改正につきましては、介護支援専門員を管理者とすることができる期限についての経過措置の期限の一部を延長し、平成 33 年 3 月 31 日時点で居宅介護支援事業所の管理者をしていた介護支援専門員については、令和 9 年 3 月 31 日まで、引き続き居宅介護支援事業所の管理者となれるよう改めるものです。

施行期日は、第 4 条の改正につきましては令和 3 年 4 月 1 日ですが、附則第 2 項の改正および第 3 項を加える改正につきましては、公布の日とするものです。

以上で、議案第 62 号の補足説明を終わります。議案第 61 号と併せまして、ご審議のほどよろしく願います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは、議案第 63 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書の 14 ページ、条例案は 15 ページでございます。また、新旧対照表につきましては参考資料の最後 12 ページになりますので、ご参照をお願い致します。

今回の条例の一部改正につきましては、民法の改正を受け、法定利率を固定利率ではなく変動利率に改めるものでございます。

参考資料の 12 ページの新旧対照表に基づき説明を致します。

第 42 条第 3 項の年 5 パーセントの割合を、民法第 404 条に規定する法定利率に改正するものです。

これまでの年 5 パーセントは、民法制定当時の市中金利を前提に制定されておりました。現在では低い市中金利となっておりまして、法定利率が市中金利を大きく上回っている状態が続いております。

今回、改正後の新民法による法定利率が 3 パーセントに引き下げられ、今後、3 年を 1 期として、1 期ごとに利率が見直される変動制となることから、本条例についても利率の変動制とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

おはようございます。

それでは、議案第 64 号の黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 16 ページ、条例は 17 ページをご覧ください。

第 1 条では設置を規定しており、新品種新品目栽培に活用する補助事業についての妥当性を審査し、活用の可否を選定することを目的とし、黒潮町新品種新品目選定委員会を置くものです。

第 2 条では所掌事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、新品種新品目栽培に活用する

補助事業、およびその他町長が必要と認める事項を審査し審議することとしております。

第3条では組織について規定しており、委員会は委員6名以内をもって組織するもので、委員は同条第2項の者のうちから町長が委嘱し、または任命するものと規定しております。

第4条では任期について、第5条では会長および副会長についてそれぞれ規定しておりますので、ご確認をお願いします。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第65号、令和2年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算第8号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億9,891万4,000円を追加し、総額をそれぞれ130億4,981万8,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の追加を行い、第3条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。18ページをお開きください。

主だった事業につきましてご説明を致します。

まず、2款1項2目、人事管理費4節共済費の会計年度任用職員等負担金559万5,000円の追加につきましては、健康保険料などの負担金につきまして追加をするものでございます。

3目財産管理費、10節需要費の修繕料392万円の追加につきましては、豪雨の影響による法定外公共物の水路などの修繕の追加によるものでございます。

5目財政管理費、24節積立金の新型コロナウイルス感染症緊急対策基金356万2,000円の追加につきましては、これまでの一般の方からの寄付とともに、管理職を含む町の職員からの寄付金を積み立てるものでございます。

14目ふるさと納税、7節報償費のふるさと納税寄附金謝礼1億円、19ページ、11節役務費の返礼品配送手数料5,052万7,000円や、ふるさと納税寄附金受領業務代行手数料4,591万4,000円などの合計2億645万3,000円の追加につきましては、ふるさと納税寄附金を4億円追加致しまして10億円を目標とし、取り組むものでございます。

3款1項、20ページとなります。7目障がい者自立支援費、19節扶助費の障害者自立支援給付費3,400万円、および自立支援医療費1,000万円などの追加につきましては、これまでの実績によりまして給付対象者の見込み増などによるものでございます。

22節償還金利子及び割引料586万3,000円の追加につきましては、前年度の障がい者医療費関係補助金などの額の確定による返還金を計上をしております。

21ページ。

4款1項1目、保健衛生総務費、17節備品購入費の感染症対策備品300万円の追加につきましては、庁舎などに設置致します体の表面温度監視カメラシステム5台を購入するものでございます。

22ページ。

6款1項3目、農業振興費14節工事請負費の黒潮町菌茸生産施設垂直搬送機改造工事688万6,000円の追加につきましては、現在ございますエレベーター式の搬送機の安全性の確保のため、改造費用を計上しております。

7 款 1 項、23 ページになります。2 目商工振興費の 18 節負担金補助及び交付金の黒潮町感染症対策商工業施設等整備補助金 1,000 万円の追加につきましては、町内の商工業者を対象に、コロナ禍での感染拡大防止対策を含めた商工業振興を図ることを目的に施設改修費等に対し補助をするもので、コロナ対策の交付金を活用し、消耗品費 5 万円、備品を含めた改修費 20 万円を上限として、40 事業者を見込んでおります。

3 目観光費、18 節負担金補助及び交付金の黒潮町屋外観光施設等緊急整備事業費補助金 1,936 万 6,000 円の追加につきましては、コロナ禍での観光振興推進に当たりまして、新しい生活様式や社会構造の変化に対応した宿泊施設の整備を支援するもので、事業費の 3 分の 2 は県補助金を活用することとしております。

9 款 1 項、24 ページとなります。4 目防災費の 12 節委託料の国土強靱化地域計画策定業務委託 662 万 2,000 円の減額につきましては、当初、業務委託を予定しておりましたが、自前での作成を行うこととしましたので、全額を減額とするものでございます。

17 節備品購入費の避難所環境整備備品 2,541 万円の追加につきましては、コロナ禍での避難所の感染症対策の間仕切り、ならびに、救護スペース間仕切りを加えまして、その保管に対応する収納倉庫の整備費用となっております。

10 款 1 項 2 目、事務局費の 18 節負担金補助及び交付金の教育ローン利子補給 288 万円の追加につきましては、既決の 240 万円は町内の金融機関を対象としておりましたが、全ての金融機関を対象とすることとしましたので、追加をするものでございます。

11 款災害復旧費、25 ページとなります。2 項 1 目、公共土木施設現年発生災害復旧費、14 節工事請負費の公共災害復旧事業工事 4,345 万円の追加につきましては、町道 1 件、河川 3 件の補助災害を計上しております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

歳入につきましても、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

15 款国庫支出金、16 款県支出金の説明欄に記載があります補助金につきましては、歳出のそれぞれの事業に対する補助金などを見込んでいるところでございます。

16 ページの 18 款寄附金のふるさと納税寄附金 4 億円の増額につきましては、カツオのたたきなどの返礼品が継続的に伸びていることから、さらに増額を見込んだものでございます。

19 款繰入金の財政調整基金繰入金 1 億 1,962 万 4,000 円の減額につきましては、収支の調整を行うものでございます。

17 ページ。

22 款町債は、説明欄の記載のとおり 2,410 万円の増額をするものでございます。

次に、9 ページにお戻りいただきまして、第 2 表繰越明許費をご覧ください。

今回、新たに追加する事業となっております。

まず、2 款総務費、1 目 GIGA スクール事業 300 万円につきましては、中学校で導入致しますタブレットパソコンの設定作業の委託料を繰り越すものでございます。

8 款土木費、2 項道路新設改良事業 5,550 万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業の柳の川線、王迎橋の工事請負費を繰り越すものでございます。

次に、10 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整しまして、補正前の限度額 10 億 5,423 万 5,000 円を、補正後は 10 億 7,833 万 5,000 円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 17 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 65 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 66 号の令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。オレンジ色の表紙の予算書に基づき説明を致します。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり、総額に歳入歳出それぞれ 322 万円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を 17 億 9,625 万 4,000 円とするものです。

主な補正の理由は、現在、令和 3 年度から令和 5 年度までの第 8 期介護保険事業計画を策定しておりますが、それに伴い令和 3 年度からの介護報酬改定等に係るシステム改修をする必要がございますので、そのための補正となっております。

まず、歳出から説明させていただきます。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の総額 302 万円の増額補正は、令和 3 年度からの介護報酬改定に対応するためのシステム改修費となっております。

6 款 1 項、償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金の 20 万円の増額補正は、所得更生や新型コロナウイルス感染症に係る減額申請による保険料の還付に対応できるよう、増額補正したのとなっております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

3 款 2 項、国庫補助金、5 目介護保険事業費補助金の 150 万 9,000 円の増額補正は、システム改修に係る国庫負担分を計上したものです。

7 款 1 項、一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金の 171 万 1,000 円の増額補正につきましては、システム改修に係る町の負担分と保険料の還付金を町の一般会計から繰り入れるものとして計上したものです。

以上で、議案第 66 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 57 号、黒潮町立避難集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、大変初歩的な質問なんですけど。

避難集会所と付いた場合ですね、普通の集会所との違いがあると思うんですけど、どのように違うのか。お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮地議員の質問にお答えします。

避難集会所の名前のとおり、防災活動の拠点としての活用をするというのが、大きな目的となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、それは字に書いてありますから分かるんですけど。

もう少し具体的にですね、防災活用っていうのはどういうふうになっていくのかな。普通の集会所もありますね。津波浸水があんまり心配されない所の集会所もあるんですけど、それは避難集会所と付いてるかどうかわからないんですが。そういうところとの違いが、避難集会所と付いてる場合は何か特別なことがあるのかなと思ったんです。具体的なことが。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再度のご質問にお答えします。

避難集会所として地域が2カ所、今、田野浦と浮津ということになりましたが、田野浦にしても浮津地区にしても、集会所施設は既にある状況です。

で、その集会施設が津波浸水区域内にあるために避難集会所として位置付けをして防災活動をする、というところが大きな目的になろうと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号、黒潮町税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分費等の徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありま

せんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 62 号の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、黒潮町新品種新品目選定委員会設置条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 64 号の質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

濱村君。

7 番 (濱村美香君)

質問させていただきます。

総務費 1 項 5 目の所の、財政管理費の所の積立金の所です。新型コロナウイルス感染症緊急対策基金というのは、今回新たに設けられた基金でしょうか。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

質問にお答えします。

今回、国の10万円の一時的給付金の給付があったため、新設したものとなります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

かなり大きな金額となっているようですけども、どのようなことに活用できる基金となるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

基本的には、新型コロナウイルス感染症対策で使用するということとなりますが、まだ具体的なところは未定ということになります。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

この基金ですけれど、基金条例みたいながないがですかねこれは。

あ、ごめん。総務委員会でした。

議長（小松孝年君）

総務委員会やね。はい。

担当委員会の人は質疑をして。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

吉尾君。

6 番（吉尾昌樹君）

20 ページなんですが、歳出3の中で、障害者自立支援費として委託料、委託料で地域生活支援事業取組推進事業委託とありますが、60 万 3,000 円。これはどんな事業委託でしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、吉尾議員のご質問にお答え致します。

この60万3,000円の増額補正につきましては、第6期障害福祉計画の策定に合わせまして、地域生活支援事業を有効に活用していくために国と協議をし、モデル事業として採択をされております。

従いまして、同事業の中で当初予算にない分について補正計上をするものです。

主には、事業運営協議会の委員の報酬等、移動支援に係るニーズ把握のため、そして、アンケートの実施費用や日中一時支援事業の音楽療法講師謝金、ボランティアの交通費、効果的な取り組みの実施では講師の費用弁償等となっております。

合わせて、60万3,000円の増額補正となっております。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

24 ページですが、防災費のところです、17 節の備品購入費で2,541 万円です。これが、先ほど間仕切りと、それから倉庫というようなご説明がありました。

住民も大変こういうものを望んでたと思うんですけど、大体どれぐらいの。何個とか、量ですね。

それと、これは補助金が付いてるんじゃないかと。この財源内訳は国県支出金の方にありますので、そういうところから補助金で賄って。なかなか全部は賄い切れないと思うんですけど、町としては大体どの程度その避難所にね、置く用のものを何パーセントって言ったらいいでしょうか。そういうものは入るのでしょうか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、この避難スペースの間仕切りですけども、設定しているのが2メートル、2メートルの、縦2メートル、横2メートル、高さ1.8メートルの、ポリエステル製のものを想定しています。それは簡易なもので、ワンタッチで広げて、またワンタッチ収納ができるといったものを大規模な体育館等の避難所に設

置するように考えていまして、体育館には約 1,450 基ほど。

あと、感染症対策の救護スペースとして、また、内容としてはほぼ同様なものなんですけども、救護スペースとして分かるようなものとして同様のものを 20 基ほど設置したいというふうに考えています。

それに対して、今現在それを収納するスペースがございませんので、収納するための倉庫をそれぞれに設置するように計画をしています。

あと、財源の方ですけども、コロナ対策の臨時交付金の方と県の総合補助金を充てるように考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

指定避難所が町でありますよね。それに大体そこに賄えるぐらいのものと捉えてよろしいのでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

先ほども説明しましたように、大規模な体育館等に設置するように考えていまして、それぞれの集会所等に関しましてはこの間仕切りに関しては考えていなくて、それ以外の形で感染防止はできるというふうに考えております。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11 款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表繰越明許費についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第 2 表についての質疑を終わります。

次に、第 3 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第3表についての質疑を終わります。

これで、議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号、令和2年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第66号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております、議案第57号から議案第66号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10時 06分